

○魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）改正（案）新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>第1条—第24条（略）</p> <p>第8章 地域コミュニティ （地域における市民自治の推進）</p> <p>第25条 市民は、次に掲げる地域コミュニティが自主的に、又は相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するように努めるものとします。</p> <p>（1）自治会 地縁により設立され、親睦や交流を深め連帯感を培い、生活していく中で支え合い、助け合いながら住みよい地域づくりのために活動している組織のことをいいます。</p> <p>（2）地域活動団体 社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会、その他その設立目的に沿って設立され、地域のために自主的に活動する組織のことをいいます。</p> <p>（3）地域振興会 自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組む組織のことをいいます。</p> <p>2 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。</p> <p>（地域コミュニティの尊重及び支援）</p> <p>第26条 市は、地域コミュニティの役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティの活動の支援に努めます。</p> <p>第9章</p> <p>第27条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市民は、<u>地域防災への意識の向上を図るためにも、</u>県・市・地</p>	<p>第1条—第24条（略）</p> <p>第8章 地域コミュニティ等 （地域における市民自治の推進）</p> <p>第25条 市民は、<u>町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。</u></p> <p>2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。</p> <p>（地域コミュニティ等の尊重）</p> <p>第26条 市は、<u>地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。</u></p> <p>第9章</p> <p>第27条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発</p>	<p>自治会、地域活動団体、地域振興会の定義を明確にするため修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>地域コミュニティ活動への支援を追加</p> <p>防災訓練等への参加</p>

改正案	現行	備考
<p data-bbox="170 209 976 379"><u>域防災会が主催する防災訓練等への参加を通して</u>、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動へ参加するなど、<u>お互いに協力</u>して対応しなければなりません。</p> <p data-bbox="143 395 434 422">第28条－第29条 (略)</p>	<p data-bbox="1028 209 1827 284">生時においては、自発的に防災活動へ参加するなど、<u>相互に協力</u>して対応しなければなりません。</p> <p data-bbox="1001 395 1292 422">第28条－第29条 (略)</p>	<p data-bbox="1845 209 1928 236">を追加</p>